

北杜市産業立地事業費助成金交付要綱

平成20年5月26日

告示第27号

北杜市産業立地事業費助成金交付要綱（平成17年北杜市告示第57号）の全部を改正する。

（通則）

第1条 北杜市産業立地事業費助成金（以下「助成金」という。）の交付については、北杜市補助金等交付規則（平成16年北杜市規則第51号。以下「規則」という。）に定めるところによるほか、この告示に定めるところによる。

（目的）

第2条 この告示は、市内において製造業等の立地事業、自社所有地新增設事業、空き工場等取得事業又は本社機能移転等（以下「産業立地事業」という。）を行う者に対し助成することにより、企業立地を促進し、雇用機会の拡大を図り、もって地域産業の振興及び市民生活の安定に寄与することを目的とする。

（定義）

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 製造業 統計法（平成19年法律第53号）の規定に基づき、統計基準として定められた日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号。以下「日本標準産業分類」という。）に規定する製造業をいう。
- (2) 物流業 日本標準産業分類に掲げる道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業をいう。
- (3) 試験研究所 自然科学に関する基礎研究、応用研究又は開発研究を行う施設で、日本標準産業分類に掲げる学術・開発研究機関のうち自然科学研究所に分類され、かつ、独立した施設と認められるものをいう。
- (4) バイオテクノロジー利用産業 生物の持つ働きを利用し、人間生活に役立たせる技術を利用する産業をいう。
- (5) 情報通信業等 日本標準産業分類に掲げる情報サービス業、インターネット付随サービス業及びコンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平

成16年法律第81号)第2条第1項に規定するコンテンツのうち、デジタル形式のものを制作するものをいう。

(6) データセンター 自己の電子計算機の情報処理機能の全部若しくは一部の提供を行う事業又は委託を受けて自己の施設において顧客の電子計算機の保守若しくは管理を行う事業(これらの事業と一体的に行う事業であって、顧客のためにデータベースの作成若しくは管理その他の情報処理を行う事業又は顧客が行う情報処理に対する支援を行う事業を含む)をいう。

(7) 医療機器分野 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第1項に規定する医薬品又は同条第4項に規定する医療機器に関わる製品、部品又は素材を生産し、加工し、開発し、又は研究する産業をいう。

(8) 水素・燃料電池関連産業 水素の製造、輸送・貯蔵若しくは利用に関わり、又は水素を化学反応させることにより電力を取り出す燃料電池に関わる製品、部品又は素材を生産し、加工し、開発し、又は研究する産業をいう。

(9) 製造業等 製造業、試験研究所、バイオテクノロジー利用産業、物流業、データセンター、情報通信業等その他著しく本市経済の活性化に資するものとして市長が認めるものをいう。

(10) 製造業等の立地事業 製造業等の用に供する工場又は事業所(以下「工場等」という。)を市内に設置又は拡充する事業をいう。

(11) 投下固定資産額 工場等の敷地内においてその事業の用に供するため地方税法(昭和25年法律第226号)第341条に規定する家屋及び償却資産の取得に要する費用のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第3号まで、同条第6号、同条第7号及び同条第8号リ(情報通信業等に限る。)に掲げる減価償却資産(耐用年数が1年未満のもの及び取得価格20万円未満のものを除く。)の合計額をいう。

(12) 賃借料 立地事業の用に供する建物、駐車場、前号に規定する減価償却資産(情報通信業等に限る。)等の賃借契約に基づく費用をいう。ただし、ファイナンス・リース物件の取扱いについては、別に定める細則によるものとする。

- (13) 通信回線使用料 立地事業の用に供するインターネット接続費、専用回線、プロバイダ等の通信回線に係る使用料をいう。
- (14) 常時雇用労働者 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者をいう。
- (15) 土地の取得日等 土地取得に係る売買契約書に記載された契約締結の日又は借地権設定の日をいう。ただし、契約締結日前に土地取得等に充当される売買代金の授受があった場合には当該日とする。
- (16) 企業グループ 土地及び建物（以下「土地等」という。）の取得を行う者と当該土地等を使用し、操業を行う者が異なる場合において、両者の関係が完全子会社又は連結子会社であるものをいう。
- (17) 自社所有地新增設事業 製造業の用に供する工場等を設置する事業であって、その敷地である土地の取得又は借地権（設定期間が20年以上のものに限る。以下同じ。）の設定の日から3年を超えて当該土地又は借地権に係る土地の上に工場等を設置し、操業を開始するとともに、将来にわたって操業を継続する見込みであるものをいう。
- (18) 空き工場等取得事業 既に建っている工場、事務所等を取得する事業をいう。ただし、取得後の改修費用は含まないものとする。
- (19) 本社機能移転等 地域再生法（平成17年法律第24号）に基づく地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について、知事から承認を受けた者が、当該計画に基づく本社オフィス又は研究・研修施設を市内に設置又は拡充することをいう。

(助成対象)

第4条 この告示による助成の措置は、次の各号のいずれかに該当する事業を行う者であって、次条の規定により市長の認定を受けたものとする。

- (1) 製造業、データセンター又は物流業であって、次に掲げる要件の全てに該当するもの

ア 新たに市内の土地を取得又は借地し、かつ、当該土地の取得日等から3年以内に当該土地に工場等を設置し、操業を開始するとともに、将来にわたって操業を継続する見込みであること。ただし、土地取得後に災害その他の特

別の事情により製造業又は物流業等の立地事業を実施することができない期間があった場合、その期間のうち市長がやむを得ないと認める期間は、土地取得日等から操業開始までの期間に算入しないことができる。

イ 投下固定資産額が3億円以上であること。

ウ 操業開始後1年以内に当該操業に伴って増加する常時雇用労働者の数が10人以上（当該常時雇用労働者のうち、市内から新たに雇用する者が3人以上）又はデータセンターを設置する事業にあつては5人以上（当該常時雇用労働者のうち、市内から新たに雇用する者が2人以上）であること。

エ 山梨県産業集積促進助成金の交付要件に該当すること。

オ 当該事業の実施に当たり、公害防止に関する協定を市長と締結し、環境保全に関する適切な措置が講じられる見込みであること。

(2) 試験研究所、バイオテクノロジー利用産業その他著しく本市経済の活性化に資するものとして市長が認める事業の用に供する工場等を設置する事業であつて、前号アからオに掲げる要件の全てに該当するもの

(3) 自社所有地新增設事業であつて、第1号イからオまでに掲げる要件の全てに該当するもの

(4) 本社機能移転等を行う者であつて、次に掲げる要件の全てに該当するもの

ア 新たに市内の土地を取得又は借地し、かつ、当該土地の取得日等から3年以内に当該土地に本社オフィス又は研究・研修施設を設置し、操業を開始するとともに、将来にわたって操業を継続する見込みであること。ただし、本社機能移転等を実施することができない期間があつた場合においては、第1号アに準ずる。

イ 投下固定資産額が1億円以上であること。

ウ 第1号ウからオまでに掲げる要件の全てに該当すること。

(5) 本社機能移転等を行う者であつて、次に掲げる要件の全てに該当するもの

ア 自社所有地に本社機能移転等を行う者であつて、前号イ及びウに掲げる要件に該当するもの

イ 建物等の賃借により本社機能移転等を行う者であつて、第1号ウからオまでに掲げる要件に該当すること。

(6) 情報通信業等であつて、次に掲げる要件の全てに該当するもの

ア 情報通信業等の立地事業の実施のため、建物及び設備機器を取得又は賃借した者

イ 操業開始後1年以内に当該操業に伴って増加する常時雇用労働者の数が5人以上であること。(当該常時雇用労働者のうち、市内から新たに雇用する者が2人以上)

(7) 企業グループによる立地事業であつて、前各号のいずれかに該当するもの
(産業立地事業の認定)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、産業立地事業について、あらかじめ市長の認定(以下「事業認定」という。)を受けなければならない。

2 事業認定を受けようとする者は、操業開始前までに、市長に事業認定申請書(様式第1号)を提出しなければならない。

3 市長は、前項の事業認定申請書を審査し適当と認める場合は、必要に応じて条件を付した上で事業認定を行うものとする。

4 市長は、前項の事業認定をしたときは、その旨を事業認定通知書(様式第2号)により当該申請を行った者に通知するものとする。

(事業認定の辞退)

第6条 前条第3項の規定による事業認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、次のいずれかに該当するときは、事業認定辞退届(様式第3号)により、速やかにその旨を市長に提出しなければならない。

(1) 産業立地事業を中止し、又は廃止したとき。

(2) 第4条各号に掲げる要件を満たさなくなることが明らかになったとき。

2 市長は、前項の規定による提出を受けたときは、事業認定を取り消し、その旨を認定事業者に通知するものとする。

(事業認定の変更)

第7条 認定事業者は、産業立地事業について次のいずれかの変更をしようとするときは、市長の承認(以下「認定変更承認」という。)を受けなければならない。

(1) 立地事業における業種又は業態の変更

(2) 産業立地事業に伴う投下固定資産額又は賃借料の2割を超える増減

2 認定変更承認を受けようとする者は、市長に事業認定変更申請書（様式第4号）を提出しなければならない。

3 市長は、前項の事業認定変更申請書を審査し適当と認める場合は、必要に応じて条件を付した上で認定変更承認を行うものとする。

4 市長は、前項の認定変更承認をしたときは、その旨を事業認定変更承認書（様式第5号）により通知するものとする。

（操業開始の届け出）

第8条 認定事業者は、操業開始の日から30日以内に操業開始届出書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（地位の承継）

第9条 認定事業者の地位は、合併その他特別の理由がある場合に限り承継することができる。

2 認定事業者の地位を承継しようとする者は、承継承認申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の承継承認申請書を審査し適当と認める場合は、必要に応じて条件を付した上で承継の承認を行うものとする。

4 市長は、前項の承継の承認をしたときは、その旨を認定事業者の地位を承継しようとする者に通知するものとする。

（助成金の交付）

第10条 市長は、第2条の目的を達成するため、認定事業者に対して、予算の範囲内で次の各号に定める額以内の助成金を交付する。ただし、当該各号に掲げる表の右欄に定める助成限度額を上限とする。

（1）第4条第1項第1号に係る事業の場合は、次の表の左欄に掲げる助成区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額以下の助成金を交付する。

助成区分	助成額	助成限度額
1 県内に初めて工場等を設置する場合	投下固定資産額に製造業は2%、製造業以外の業種は1%（空き工場等取得費については0.5%）を乗じた額。	1億5,000万円。ただし、医療機器分野又は水素・燃料電池関連産業の場合は3億円

	ただし、立地事業が別表の左欄に掲げる加算要件に該当する場合は、それぞれの右欄に掲げる加算値を加えた率を乗ずるものとする。	
2 1以外の場合		6,000万円。ただし、医療機器分野又は水素・燃料電池関連産業の場合は1億5,000万円、医療機器分野又は水素・燃料電池関連産業以外で投下固定資産額が100億円以上の場合は1億円

(2) 第4条第1項第2号及び第3号に係る事業の場合は、次の表の左欄に掲げる助成区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額以下の助成金を交付する。

助成区分	助成額	助成限度額
1 県内に初めて工場等を設置する場合	投下固定資産額に0.5%を乗じた額。ただし、立地事業が別表の左欄に掲げる加算要件に該当する場合は、それぞれの右欄に掲げる加算値を加えた率を乗ずるものとする。	1億5,000万円。ただし、医療機器分野又は水素・燃料電池関連産業の場合は3億円
2 1以外の場合		6,000万円。ただし、医療機器分野又は水素・燃料電池関連産業の場合は1億5,000万円、医療機器分野又は水素・燃料電池関連産業以外で投下固定資産額が100億円以上の場合は1億円

(3) 第4条第1項第4号及び第5号に係る事業の場合は、次の表の左欄に掲げる助成区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額以下の助成金を交付する。

助成区分	助成額	助成限度額
1 新たに土地等を取得する場合	投下固定資産額に2%を乗じた額（空き工場等取得費については1%）。ただし、立地事業が別表の左欄に掲げる加算要件に該当する場合は、それぞれの右欄に掲げる加算値を加えた率を乗ずるものとする。	2,000万円
2 自社所有地の場合	投下固定資産額に1%を乗じた額。ただし、立地事業が別表の左欄に掲げる加算要件に該当する場合は、それぞれの右欄に掲げる加算値を加えた率を乗ずるものとする。	2,000万円
3 建物等の賃借の場合	賃借料の1/2の額（操業開始から3年間に限る。）	年200万円

(4) 第4条第1項第6号に係る事業の場合は、次の表の左欄に掲げる助成区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額以下の助成金を交付する。ただし、助成区分のいずれにも該当する場合には、双方の助成限度額を合算したものを上限とする。

助成区分	助成額	助成限度額
1 建物及び設備機器を取得する場合	投下固定資産額に1.4%を乗じた額。ただし、立地事業が別表の左欄に掲げる加算要件に該当する場合は、	2,000万円

	それぞれの右欄に掲げる加算値を加えた率を乗ずるものとする。	
2 建物及び設備機器等を賃借する場合	賃借料又は通信回線使用料の合計の1/2の額（操業開始から3年間に限る。）	年200万円

2 産業立地事業が市内の既存の工場等の廃止に伴うものである場合における前項各号の規定の適用については、同項各号中「投下固定資産額」とあるのは「投下固定資産額（廃止される工場等の用に供している家屋及び償却資産の固定資産評価額を控除したもの。）」とする。

（分割交付）

第11条 市長は助成金の交付の決定に当たり、助成金額が1億円を超える場合には、その支払いを単年度1億円を超えない範囲で分割するものとする。

2 市長は、前項の規定による助成金の交付を分割して受ける者が第5条の規定により認定を受けた産業立地事業により設置した工場等の操業等（以下「工場等の操業等」という。）を休止し、又は廃止したときは、以降の助成金の支払を行わないものとする。

（助成金の交付申請）

第12条 助成金の交付を受けようとする者は、操業開始の届出の日から1年以内に、助成金交付申請書（様式第9号）に、次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 土地又は借地権の取得を証する書類
- (2) 工場等の概要を明らかにした書類
- (3) 工事請負契約書、売買契約書、賃貸借契約書、領収書等の投下固定資産額又は賃借料を証する書類
- (4) 操業開始後1年以内に当該操業に伴って増加した常時雇用労働者の数並びに当該常時雇用労働者のうち、市内から新たに雇用した者の数及びこれを証する書類
- (5) 第5条第4項及び第7条第4項の規定による通知の写し

(6) 立地事業が別表に規定する加算要件に該当する場合は、それを証する書類
2 前項に規定する申請を複数年度に渡って行う必要がある産業立地事業については、年度ごとに申請を行わなければならない。この場合において、当該申請に添付する書類は、同項第3号から第5号までに規定する書類とする。

(助成金の交付決定)

第13条 市長は、前条の規定による助成金の交付申請があったときは、その内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、交付額を決定し、助成金交付決定書(様式第10号)により申請者に通知するものとする。

(助成金の実績報告)

第14条 規則第6条に規定する実績報告書は、第12条に規定する助成金交付申請書をもって、報告があったものとみなす。

(状況報告)

第15条 認定事業者は助成金の交付を受けた日から次の各号に掲げる日を基準日として、事業状況報告書(様式第8号)により市長に報告しなければならない。

- (1) 1年が経過した日
- (2) 2年が経過した日
- (3) 3年が経過した日
- (4) 4年が経過した日
- (5) 5年が経過した日

2 前項の報告は、基準日から30日以内に行わなければならない。

(助成金の交付決定の取り消し)

第16条 市長は、交付決定の通知を受けた者が、次のいずれかに該当すると認められるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 規則又はこの告示に違反する行為があったとき。

(助成金の返還)

第17条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 市長は、助成金の交付を受けた者が次のいずれかに該当するときは、助成金の一部の返還を命ずることができる。

(1) 次条第1項で定める期間内に工場等の操業を休止し、又は廃止したとき。

(2) 次条第1項で定める期間内に事業の縮小、外注化、転換等により業種又は業態の著しい変更をしたとき。

(3) 次条第1項で定める期間内に投下固定資産（第10条の規定による助成金の額の算定の対象となった投下固定資産額に係る固定資産をいう。以下同じ。）を処分したとき。

(操業継続期間等)

第18条 認定事業者は、第4条第1項各号に掲げる要件を満たす産業立地事業を操業開始から10年間継続して営むよう努めなければならない。

2 認定事業者は、第13条の規定による助成金交付決定書に記載された「増加する常時雇用労働者数」以上の労働者数を同条の規定による通知の日から3年間維持するよう努めなければならない。

(休止等の事前協議)

第19条 認定事業者は、前条第1項に定める期間内に次のいずれかに該当する場合には、あらかじめ理由、予定日、解雇者数その他必要な事項について、休止等の事前協議書（様式第11号）により市長に届け出て、協議を行わなければならない。

(1) 工場等の操業等を休止し、又は廃止をしようとするとき。ただし、倒産の場合を除く。

(2) 事業の縮小、外注化、転換等により解雇、一時帰休、希望退職等の雇用調整を行うとき又は業種若しくは業態の著しい変更をしようとするとき。

(3) 投下固定資産を処分しようとするとき。

(提出書類の部数等)

第20条 この告示の規定により市長に提出する書類は、正本1部とする。

(県との連携)

第21条 市長は、第2条の目的が達せられるよう山梨県との連携を密にするものとする。

(その他)

第22条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の北杜市産業立地事業費助成金交付要綱（以下この項において「新要綱」という。）の規定は、この告示の施行日以降に新要綱第5条に定める立地事業の認定がなされた事業に適用し、同日前に改正前の北杜市産業立地事業費助成金交付要綱第5条に定める立地事業の認定を受けた事業については、なお従前の例による。

(有効期限)

3 この告示は、令和2年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第5条に定める事業認定を受け、かつ、土地又は借地権を取得済の者については、この告示は、同日以後も、なおその効力を有する。

附則（令和2年8月7日 北杜市告示第83号）

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施工し、この告示による改正後の北杜市産業立地事業費助成金交付要綱（次項において「新要綱」という。）の規定は令和2年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この告示による新要綱の規定は、令和2年4月1日以後に新要綱第5条の規定による認定がなされた事業に適用し、改正前の北杜市産業立地事業費助成金交付要綱第5条の規定による認定を受けた事業については、なお、従前の例による。

別表

加算要件		加算値
成長分野（第4条第1項第1号から第3号までに係る立地事業が右欄のいずれかに該当）	医療機器分野	1%
	水素・燃料電池関連産業	1%
	物流業	0.2%
	データセンター	0.2%
高付加価値創出事業（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第24条の規定に基づき、課税の特例の適用がある承認地域経済牽引事業をいう。）		0.6%
第4条第1項第1号から第5号までに係る立地事業における県外から市内に転入する者の新規雇用者	5人以上	0.2%
	10人以上	0.4%
第4条第1項第6号に係る立地事業における県外から市内に転入する者の新規雇用者	1人以上	0.4%